

第53期（令和4年度）熊本地方最低賃金審議会

第53期第11回本審 議事録

- 1 日 時 令和4年8月5日（金） 14時30分～15時30分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室
- 3 出席者

- （公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、
高峰委員、本田委員
- （労働者代表委員） 西委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員
- （使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、近藤委員
坂本委員、原委員

【事務局】（熊本労働局） 新田労働局長、東労働基準部長、柴田賃金室長、
竹森賃金室長補佐、秋吉専門監督官、中野専門監督官、堀田専門監督官

- 4 議 題
 - （1）熊本県最低賃金の改正決定について（報告、答申）
 - （2）特定最低賃金の改正決定の必要性有無の答申について
 - （3）その他

- 5 議事内容

室長補佐 ただいまから、第53期令和4年度第11回熊本県最低賃金審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

事務局は、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、会議の公開公示をいたしましたところ、3名の傍聴希望があり2名の方にお越しいただいております。

なお、本日の審議会は取材のため、報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、高峰会長に議事進行をお願いします。高峰会長よろしくお願ひいたします。

会長 今年の審議について、考えたことが5つありました。1番目、は労使主張を述べ合って、なるべく一致するところを見出していくこと。2番目は、物価上昇の問題があること。3番目は、目安を参考とすること。4番目は、熊本地震、コロナ禍の厳しい現実と半導体企業の進出といった新しい熊本の顔づくりが始まっていること。5番目は、地域間格差、外国人技能実習生の賃金を含めて議論することです。忌憚のない意見を交換し合いたいと思います。よろしくお願いします。

室長補佐 これから、金額審議に入りますので、マスコミの皆様には申し訳ありませんが、一旦ご退室をお願いいたします。金額審議が終わりましたら、ご案内いたします。

(マスコミ 退室)

事務局 本日の委員のご出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中15名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、委員の3分の2以上、または労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員、各3分の2の1以上のご出席であることの定足数を満たしており、本審議が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

会長 それでは、議題に入ります。熊本県最低賃金の改正決定につきましては、第5回専門部会を開き結審いたしました。残念ながら、全会一致の結審とはなりません。専門部会の報告に基づきまして、審議をお願いすることになります。事務局は、各委員に報告書を配布して、朗読をお願いします。

室長補佐 それでは、朗読させていただきます。
令和4年8月5日
熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿
熊本地方最低賃金審議会 熊本県最低賃金専門部会部会長
高峰武
熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は令和4年7月7日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

- 1 公益代表委員 倉田賀世 高峰武 本田悟士
- 2 労働者代表委員 猿渡研一 西広継 山本寛
- 3 使用者代表委員 岩永秀則 坂本浩 原悟

別紙1

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域 熊本県の区域
 - 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
 - 3 適用する労働者 前号の使用主に使用される労働者
 - 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間853円
 - 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 6 効力発生の日 令和4年10月1日
- 以上です。

会長

では、私から審議経過についてご報告したいと思います。専門部会に参加された方たちとは5回にわたって議論を重ねてきました。あらためて確認をしておきますけれども、労働者代表側が労働者の立場に立って、労働者の視点で発言をされていることでもあります。最低賃金を考える場合の3要素のうち、賃金、それから生計費がこれに当たるのかなと思います。それから、使用者代表側は、経営的な側面で発言をされている。3要素でいえば、支払い能力に当たるのかなという。当然、生計費にもかかってくると思います。

その中で公益代表側は、労働代表側でもなく、使用者代表側でもないということで、どちらでもない立場で声を聞いて、その後に熊本県民というか、当事者ではない人たちの声を聞こうということで、私の言葉で言うと、違はしごとでこの最低賃金をみている、3要素をみている、それが役割だろうと思います。

今年は、中央最低賃金審議会から30円という、非常にある種、高いといえは高い目安の提示がありました。これまでずっと賃

金改定状況調査第4表を中心に議論をされていたのですけれども、今年は新たに第4表という少し高めの数字が出る。ちなみに、第4表の場合賃金上昇率は1.5%だと思いますけれども、第4表の場合は2.1だったと思います。こういう賃上げがあるということです。それから、全体で春闘も含めて、賃上げ傾向にあります。

ただ、この中で注目したことの一つは、この4月以降の消費者物価の上昇については、十分勘案されていないという留意事項がありました。これは、私どもも特に留意したいと思います。それから、やはり生活費については、必需品が上がっているということ。それから、支払い能力については、やはりコロナ禍の中で飲食業とか宿泊業とか、一部の業種で非常に厳しいところがあるのだけれども、全体としては回復基調にあるという判断だったと思います。

そうして、率でいえば3.3%、30円という目安を示されました。熊本県最低賃金を考えるときに、この目安30円を正面から受け止めた上で、これに加えて私たちは、熊本独自のものに何かあるかと思いました。その中で、一つは言葉が不適切かもしれませんが、最低ランクから何とか抜け出すことができないかということがあります。

それからもう一つ、どうしても無視できなかったのが地域間格差の問題であります。熊本を見ると、隣の福岡県と今49円の差がある。これはちょっと大きすぎるのではないか。少しでも近づけることができないか。

熊本の場合を数字で見ると、有効求人倍率の好調さが維持されています。しかも、何回も言いますけれども、半導体企業の進出という国家プロジェクトが熊本で始まろうとしている。これは、来年、再来年という時間がかかる話ではありますが、いろいろなものが多分変わっていくだろうと思います。もう既に学校でも、ここに視点を向けた学校教育の在り方などの提案が始まっております。

いろいろな問題があることは、われわれも承知しているのですけれども、承知しながらもこれを契機にして、熊本の新しい最賃の姿を提示できないかということを考えました。これが2番目です。

それから、影響率の問題があります。29円と30円では、実

はちょっと大きな影響率の違いがあります。一応、この議論の中で、労働者代表側も使用者代表側も目安の30円は基本的に尊重するという事まで折り合いました。

では、次、どうするのかでみますと、影響率が例えば全産業で、35円までは大体0.5%になる。パートでみると、34円までは0.1%の範囲内に収まる、つまり31円から35円まででみると、パートの場合、大体ある一定の範囲に収まるということで、使用者側の強い反対意向もあり、低い方の値を選ぼうということにしました。

ということで、公益代表側は32円という数字を選択しました。目安からすると、プラス2円であります。これに対して、労側、使側で強い反対の声がありました。労働者代表側は、物価上昇分がこれではカバーできない、特に10月以降は、値上がりが予定されている部分をもっと考慮されるべきだという強い主張がありました。

一方、使用者代表側も、目安を根拠にしていることは分かるけれども、しかし熊本に今その実力があるのですか、それだけの支払い能力があるのですかという強い指摘がありました。確かに冒頭申しましたように、熊本地震のいろいろな返済等もまだ続いておりますし、コロナも先行きがみえない、それから県南の豪雨災害により、仮設住宅とか、まだどこに住むかも決まっていない方もおられると指摘されました。

公益代表側も、そのようなことをよく踏まえた上で、総合的に熊本県の今年の最低賃金としては、2円アップの32円がふさわしいのではないかという選択をいたしました。この選択にあたっては、業務改善助成金等々、各行政機関がやっているサポート、これを各企業、各事業所で上手に使っていただくように、そして周知徹底ができるように、建議をして関係機関に注意を促すことも併せて求めることにいたしました。この建議については、文面も労働側と使用者側とに、それぞれ見ていただいて、三者納得のいく文書を作って、より実効のある建議にしたいと思っております。

ということで、結論からいうと、労使反対がある中で、公益としては32円を提案いたしまして、結局全会一致になりませんでしたので、採決を行ったということでございます。

以上、ただ今の私の審議経過の報告について何かご意見やご

質問はありますでしょうか。

ないようでしたら、今回は全会一致ではありませんので、今の専門部会の報告について、審議会としての議決をお願いすることになります。専門部会報告に対する採決を行いたいと思いますので、事務局に定足数の確認をお願いします。

室長補佐

委員のご出席は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 15 名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、委員の 3 分の 2 以上、または労働者委員、使用者委員及び公益委員、各 3 分 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、挙手の方法により採決を行いますので、よろしくお願いいいたします。

専門部会報告に賛成の方、挙手をお願いいいたします。

ありがとうございます。

専門部会報告に反対の方、挙手をお願いいいたします。

ありがとうございます。

賛成が 9 名、反対が 5 名です。

以上です。

会長

分かりました。それでは、過半数の委員の賛成となりましたので、専門部会報告のとおり議決されました。ただいまの採決により、結審に至りましたので、答申文を作成することといたします。事務局に答申文(案)の朗読をお願いいいたします。

室長補佐

それでは、朗読させていただきます。

案

最賃審発第、号

令和 4 年 8 月 5 日

熊本労働局長 新田峰雄 宛

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は令和 4 年 7 月 7 日付 熊労発基 0707 第 4 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申す

る。

別紙 1

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域 熊本県の区域
 - 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
 - 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
 - 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間853円
 - 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 6 効力発生の日 令和4年10月1日
- 以上です。

会長 事務局の答申文(案)でしたので、これを正案とし、局長に答申したいと思います。

(マスコミ 入室)

会長

最賃審発第10号

令和4年8月5日

熊本労働局長 新田峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は令和4年7月7日付 熊労発基0707第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

別紙 1

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域 熊本県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間853円
- 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和4年10月1日

局長 ただいま高峰会長から、熊本の最低賃金の改正決定についての答申文を頂いたところでございます。こちらにつきましては、7月7日に当局から諮問をさせていただいたことに対する答申という位置付けになるところでございます。

この間、委員の方々におかれましては、非常に真摯にさまざまな観点にわたってご審議をいただいたものと思っております。特に、今年度につきましては、中央最低賃金審議会からの目安の伝達が、例年よりもかなり遅れた時期に出てきているということもありまして、非常にスケジュールのタイトな中、集中的に審議をいただきました。本当にご苦労も多かったと思います。その点につきまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

労働局といたしましては、この答申を踏まえた上で所要の手続きがございますので、その手続きを終えて、最低賃金の額を決定し、それについて県内の全ての企業がそれを遵守できるように周知と、また中小企業をはじめとする多くの方々への支援についても取り組んでいきたいと持っておりますので、引き続き、それぞれの立場でこの最低賃金の制度につきまして、ご理解、ご協力をお願いする次第でございます。

本当にありがとうございました。

会長 1点補足しております。建議を出すことにしております。その文言については、労働者代表側、使用者代表側、公益代表側、三者で文言を練りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

室長補佐 それでは、大変恐縮ですけれども、マスコミの方の撮影と録音はここまでになります。どうも、ご協力ありがとうございます。周知もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(マスコミ 退室)

会長 それでは、次の議題に入ります。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての答申の件でございます。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、本日開催されました第1回運営小委員会で審議をし、全会一致で3つの部会とも必

要性ありとの結論が出されておりますので、運営小委員会委員長の私から審議の経過を報告いたします。

特定最低賃金の改正決定の必要性の審議についてでありますけれども、6月27日に3つの業種から改正決定の申し入れがあり、7月7日にその改正決定の必要性有無の諮問が行われました。特定最低賃金の決定等の必要性について諮問された場合には、審議会は全会一致の議決に至る努力することが必要とされており、現在までのところ、全会一致以外の運用はされておられません。また、必要性ありとなった場合、地域別最低賃金を超える額で答申されなければなりません。

本日、運営小委員会を開催いたしまして、労働協約ケースの申出がなされた特定最低賃金3業種につきまして、改正決定の必要性有無の審議を行いました。電気、輸送及び百貨店については、基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、最低賃金に関する労働協約の適用を受け、その当事者の合意によった申出があることが確認され、必要性ありとの結論が出されております。

以上が経過報告となりますけれども、よろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、報告書を事務局から朗読してください。

室長補佐

それでは朗読いたします。

令和4年8月5日

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿

熊本地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 高峰武

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について報告

当小委員会は令和4年7月7日熊本地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、および熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、および熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりある。

記

- 1 公益代表委員 泉潤 倉田賀世 諏佐マリ 高峰武 本田悟士
 - 2 労働者代表委員 猿渡研一 西広継 山本寛
 - 3 使用者代表委員 岩永秀則 近藤純男 原悟
- 以上です。

会長 ただいまの報告書につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、運営小委員会の報告を受けまして、本審議会としての答申を行うための審議をいたします。何か意見はございませんか。

意見がございませんので、答申文を取りまとめたいと思います。事務局は答申文（案）を配布して、朗読をお願いします。

室長補佐 朗読いたします。

（案）

熊賃審発第

令和4年8月5日

熊本労働局長 新田峰雄 宛

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和4年7月7日付をもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問があった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に討議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める
- 3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金について、改正決定することを必要と認める

以上でございます。

会長 ただいまの答申文(案)について、何かご意見はございません
でしょうか。
 ないようでしたら、文言のとおり答申をまとめたいと思いま
す。

委員全員 はい。

会長 熊賃審発第11号
 令和4年8月5日
 熊本労働局長 新田峰雄 殿
 熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武
 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通
 信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無に
 ついて(答申)
 当審議会は令和4年7月7日付をもって、最低賃金法第21
 条の規定に基づき、貴職から諮問があった下記の最低賃金の改
 正決定の必要性の有無について、慎重に討議した結果、下記のと
 おりの結論に達したので答申する。
 3部会とも必要と認めとなりました。
 ただいま、局長に対して三つの部会につきまして、必要性ありと
 の答申行いましたので、次に第3番目の議題であります熊本県特
 定最低賃金の改正決定についての諮問でございます。それでは、局
 長お願いいたします。

局長 熊労発基0805第2号
 令和4年8月5日
 地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿
 熊本労働局局長 新田峰雄
 最低賃金の改正決定について(諮問)
 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規
 定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議
 をお願いする。
 記
 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
 報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年熊本労働局最低賃

金公示第3号)

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号)

3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金(平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号)

会長

それでは、今後の取り扱いですけれども、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、2つの特定最低賃金専門部会を設置し、審議をお願いすることにいたします。つきましては、特定最低賃金専門部会委員の任命と関係者からの意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

私からは、委員の任命と関係者からの意見聴取についてお話しします。

まず、特定最低賃金専門部会委員の任命につきましては、いわゆる3業種の任命でございます。このことにつきましては、最低賃金審議会令第6条第4項第4項で準用いたしております同令第3条に規定されております。「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者(関係者の団体を含む)に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされております。

この規程に基づきまして、月曜日、8月8日から8月25日木曜まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行う予定としております。また併せて、熊本労働局ホームページにも掲載することとしております。専門部会の日程調整のため、できるだけ早い推薦手続きのご協力を関係労使の方、よろしくお願いいたします。

次に関係者からの意見聴取についてでございますが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に規定されております。「最低賃金審議会は、最低賃金の決定またはその改正、もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」「都道府県労働局長は調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこと、意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者

は、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべきことを公示するものとする」とされております。

この規定に基づきまして、8月8日月曜日から8月25日木曜、これも同じ期間になります、また、熊本地方合同庁舎の掲示板に、関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定としております。これも併せて、熊本労働局のホームページにも掲載することとしております。

以上でございます。

会長

労使関係者の皆様におかれましては、専門部会委員の推薦の手続きにつきまして、先ほど期限も出ましたので、できるだけ早くにご協力をお願いしたいと思います。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

ございませんでしたら、次の議題に入ります。これは、専門部会における決議の取り扱いであります。最低賃金審議会令第6条第5項で、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定しております。

それで従来どおりですけれども、各特定最低賃金専門部会が全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、各特定最低賃金専門部会の決議をもって当審議会の決議とするとしてよろしいでしょうか。つまり、専門部会の決議、全会一致であれば、本審の決議とするということの確認であります。よろしいでしょうか。

委員全員

はい。

会長

ありがとうございます。それでは、各専門部会で全会一致できた場合には、審議会令第6条第5項を適用することにいたします。

次に、特定最低賃金審議予定の確認でございます。事務局から日程の説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金審議予定の確認について、私からご説明いたします。改正決定についての諮問が本日行われましたので、法令の規定により特定最低賃金専門部会を設置することになります。

そのため、先ほど申し上げたとおり、労働者側委員、使用者側委員の推薦公示を8月25日木曜まで行わせていただきます。

今年は、10月14日金曜日までに答申を終えなければ12月15日発効となりません。毎年12月15日、熊本の場合は発効しております。それで、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

この日程調整につきましては、今後、関係労使からの推薦がありましてから、すぐに事務局でメールにて日程調整を行いますので、その際は、よろしくお願いいたします。

会長 よろしいですか。事務局から、次回審議についての説明をお願いいたします。

賃金室長 それでは、説明させていただきます。本日、地域別最低賃金の答申の運びとなりましたので、本日8月5日から異議申出の公示を行います。公示期間は8月20日金曜日までと定めます。異議申出が提出されますと、異議申出に係る審議を行うこととなりますので、公示期間後の8月23日月曜日午前10時より、第4回本審をA棟1階大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長 最後になりますが、本日の議事録及び資料の公開についてですが、本審は公開となるのですか。

基準部長 ご確認いただいた上で公開します。

会長 皆さん公開ということにしますので、よろしいでしょうか。

委員全員 はい。

会長 公開にします。

それでは、本当にお忙しい中、審議にご協力いただきありがとうございました。感謝いたします。